

## 質問書に対する回答

件名) 東関東自動車道 成田地区舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記26-14-3 舗装廃材の処理 について	特記26-14-3舗装廃材の処理について (2)において、「路面切削工の廃材の処理については、建設混合廃棄物として最終処分する物とする。」となっているが、(3)において、クラック抑制シート混入の切削廃材は、再生資源として利用可能とするため、クラック抑制シート廃材とアスファルト塊に仕分けし、適切に処分する物とする。」となっており、(2)、(3)の廃材の処分の仕方に齟齬があると思われます。切削廃材については、仕分け後のアスファルト塊については、再生資源として利用するため最終処分はしないと考えるよろしいですか。	当初の路面切削工における既設舗装の切削廃材の条件については、混合廃棄物となる切削廃材は想定しておりません。 従って、既設舗装の切削廃材については、本特記仕様書19-3「建設副産物の活用等」に示すアスファルトコンクリート塊として、全て再生資源化施設にて処分するものとお考え下さい。